

【別紙】

軽度者に係る福祉用具貸与（例外給付）の対象者等

1. 例外給付の対象（平成18年4月からの規定であり、平成19年4月以降も継続）

要支援1・要支援2及び要介護1の者は、その状態像から見て以下の福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則として介護報酬は算定できないが、＜表1＞に該当する者について例外的に給付を認める。

<表1>

【厚生労働省第23号告示第19号のイ】

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア．車いす及び同付属品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に歩行が困難な者 (2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	「できない」 (注1)
イ．特殊寝台及び同付属品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に起きあがり困難な者 (2)日常的に寝返りが困難な者	「できない」 「できない」
ウ．床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	「できない」
エ．認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2)移動において全介助を必要としない者	「意思を他者に伝達できない」など 「全介助」以外
オ．移動用リフト（除つり具部分）	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に立ち上がりが困難な者 (2)移乗が一部介助または全介助を必要とする者  (3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	「できない」 「一部介助」又は 「全介助」 (注1)
カ．特殊尿器（自動排泄処理装置）	次のいずれにも該当する者 (1)排便に全解除を必要とする者 (2)移乗において全介助を必要とする者	「全介助」 (注2)

(注1)はアの(2)及びオの(3)については、該当する認定調査結果がないため、主治の医師から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断する。

(注2)カについては要介護1、要介護2、要介護3について例外給付の対象となります。

2. 平成19年4月に追加された例外規定

以下の手続きにより保険給付対象として認められた方について、＜表1＞のア～オの福祉用具種目の貸与が可能となります。なお、＜表1＞に基づいて保険給付の対象と判断された利用者は、あらためて＜表2＞の手続きをとる必要はありません。

<表2>

【平成19年3月30日付 老振発第0330001号及び老老発第0330003号より】

手続き	以下の ) ~ ) いずれかの状態像に該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合 及び について、鹿児島市が書面等確実な方法により確認することにより、その可否を判断することができる。
-----	---

以下の状態像が医師の医学的な所見（主治医意見書、診断書及びケアプラン連絡票等）により明確に確認できることが必要

（つづき）

状態像	<ul style="list-style-type: none"> <li>） 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する者 &lt;例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象&gt;</li> <li>） 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に表1の状態像に該当するにいたることが確実に見込まれる者 &lt;例：がん末期の急速な状態悪化&gt;</li> <li>） 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者</li> </ul> <p>&lt;例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避&gt;</p> <p>注 &lt;&gt;内の状態は、あくまでも ) ~ ) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎず、&lt;&gt;内の状態以外ののものであっても、 ) ~ ) の状態であると判断される場合もありうる。</p>
-----	---

【具体的な状態像や疾患の事例】

以下は、あくまでも例外給付による福祉用具の必要性が見込まれる軽度者の状態像の例示であり、例外給付の確認申請に際しては、医師の医学的な所見によって、利用者の状態像が上記 ) ~ ) のいずれかに該当するか否かにより判断されることとなります。

<表3>

事例類型	状態像の例	福祉用具種目例
)頻繁な状態変動	パーキンソン病で内服加療中に急激な症状、症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって臥位からの起き上がりが困難となる。	特殊寝台
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、時間帯によって起き上がり困難となるため介助が必要な状態となる。	移動用リフト
)急性増悪	末期がんにより急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台
)重篤化回避	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な発作を医学的見地より回避する必要がある。	特殊寝台
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	
	重度の逆流性食道炎で、誤嚥性肺炎の危険性を回避するため、状態を一定の角度に起こす必要がある。	
	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	床ずれ防止用具及び体位変換器
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要があり、畳から椅子への移乗に介助を要する。	移動用リフト

交通事故による骨折等、一時的な状態悪化に関しては、<表2>の状態像 ) ~ ) に該当しないため、当該事由のみをもつての貸与は例外給付には該当しません。